

第1節 短期大学内における責任の体系について

第1条 この規程は、公的機関より競争的研究資金等を受けたことに関わる管理・監査を規定し、公的研究費が適正かつ円滑に運用されることを目的とする。

第2条 学長は、最高管理責任者として、短期大学全体を統括し、競争的研究資金等の運営・管理について最終責任を負う。

第3条 事務局長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、競争的研究資金等の運営・管理について、短期大学全体を統括し、実質的な責任と権限を持つ。その職名は公開する。

第4条 副学長は、現代子ども学科責任者として、現代子ども学科における競争的研究資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ。その職名は公開する。

第5条 最高管理責任者は、統括管理責任者が、責任を持って競争的研究資金等の運営・管理が行えるよう、適切に指示する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境整備について

第6条 競争的研究資金等に関わる事務手続きについては、明確かつ統一的に運用し、すべての研究者及び事務職員に、分かりやすいものとする。

第7条 最高管理責任者、統括管理責任者は、規程と運用の実態が、乖離していないかを常時点検し、適切な管理が行えるよう、必要に応じて、規定を見直すよう指示する。

第8条 事務手続きに関する機関内外からの相談窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。

第9条 競争的研究資金等に関わる事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任を明確に定める。

第10条 決裁は、職務権限に応じて、明確に行われる。

第11条 競争的研究資金等に不正運用に関わる調査の手続き等は、別途定める。

第12条 競争的研究資金等に不正運用に関わる懲戒の種類及びその適用に必要な手続きは、学校法人千葉敬愛学園就業規則に則って対処される。

第3節 不正防止計画の推進について

第13条 短期大学全体の観点から不正防止計画の推進をする者又は部署を、防止計画推進部署として設置する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動について

第14条 競争的資金の運営管理に関わる全ての構成員は、適正使用に係る次の事項を記載した誓約書（第1号様式）を本学に提出する。

- (1) 研究にかかる本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 本学の規則等に違反して不正を行った場合は、本学や研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

第15条 1件又は1組50万円以上の物品の購入又は取引等を行った業者については、公的研究費の適正使用にかかる所定の誓約書（第2号様式）を申し受ける。

第16条 発注・検収業務について、当事者以外による点検は、大学運営室及び定められた教員が行う。

第17条 特殊な役務の納品検収について、データベース、プログラム、デジタルコンテンツ等の作成開発、又は機器の保守・点検等は次のとおり行う。

- (1) 有形の成果物がある場合は、成果物及び完了報告書等の書類により、検収担当者が納品検収を行う。
- (2) 有形の成果物がない場合は、完了報告書等の書類及び研究者並びに業者への聞き取り調査により納品検収を行う。

第18条 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、常務理事会が調査結果に基づいて決する。

第5節 競争的研究資金等に関わる情報の伝達について

- 第19条 競争的研究資金等の使用に関わる規定について、短期大学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
- 第20条 競争的研究資金等の不正使用に関わる短期大学内外からの通報及び告発についての窓口を設置する。
- 第21条 競争的研究資金等の不正使用に関わる情報が、最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
- 第22条 研究者及び事務職員が短期大学の定める行動規範や競争的研究資金等に関わる規定について理解するよう促進する。

第6節 モニタリングの整備促進について

- 第23条 競争的研究資金等の適正な管理のために、短期大学全体の視点からのモニタリング及び監査の制度を適切に機能させる。
- 第24条 内部監査の部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する点検および体制の不備の検証も行う。
- 第25条 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄組織とし、必要な権限を付与する。

第7節 規程の改廃について

- 第26条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 第8条の規定による「相談窓口」と第16条の規定による「相談を受け付ける窓口」は、当面、事務部総務課とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第8条の規定による「相談窓口」と第16条の規定による「相談を受け付ける窓口」は、当面、事務室総務係とする。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第14条関係）

敬愛短期大学 学長 殿

私 _____ は、公的研究費による業務を行うに当たり、
文部科学大臣が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査の
ガイドライン(実施基準)を遵守するとともに、下記事項に特段の注意を払い、
研究、手続、作業等を執行することを誓約いたします。

記

1. 本学の定める規則等を遵守すること。
2. 不正を行わないこと。
3. 規則等に違反して不正を行った場合は、本学や研究費の配分機関
の処分及び法的な責任を負担すること。

年 月 日

所 属
職・氏名

⑨

敬愛短期大学 学長 殿

弊社は、貴学の研究者による公的研究費の執行に伴う取引について、下記の事項を遵守の上、取引に係る業務を行うことを誓約いたします。

記

1. 貴学が定める諸規則等を遵守し不正に関与しないこと。
2. 貴学が行う内部監査、その他の公的調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 研究費の執行に係る構成員から不正な行為の依頼等があったときには、通報すること。

年 月 日

会 社 名
代表者職・氏名

印